

年企発0715第1号
令和3年7月15日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う通知様式の改正について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布され、下記第1のとおり、年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を求めないこととすることとされた。これに伴い、当職から発せられた通知については、年金数理人の押印及び署名を不要とする等、所要の改正を行ったところである。

については、改正の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図り遺漏のないよう配慮されたい。

記

第1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の内容

(1) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）の一部改正

事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとする。

(2) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の一部改正

存続厚生年金基金又は存続連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印及び署名を不要とするものとする。

第2 通知の改正内容

次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

(1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）の様式C1を別添のように改める。

- (2) 厚生年金基金から確定給付企業年金に移行（代行返上）する際の手続及び物納に係る要件・手続等について（平成 15 年 5 月 30 日年企発第 0530001 号・年運発第 0530001 号）の別紙 2 の様式 6 中、「印」を削る。

第 3 施行期日

この通知は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和 3 年 9 月 1 日）から施行するものとする。

第 4 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。確定給付企業年金法第97条の規定に基づき、この書類を作成します。

(規約型企業年金の場合)

規約番号： 号

実施事業所名：

(基金型企業年金の場合)

基金番号： 号

基金名：

- 給付の設計の基礎を示した書類
- 掛金の計算の基礎を示した書類
- 財政再計算報告書
- 決算に関する報告書
- 終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書
- 令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類

(元号) 年 月 日

年金数理人番号 _____

年金数理人氏名 _____

(所属法人名： _____)

(留意事項)

1. 確認した書類の□欄にチェックを入れること。
2. 2以上の厚生年金適用事業所で実施する規約型企業年金については、実施事業所のうち主たる実施事業所の名称を記載すること。
3. 簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係る書類については、当分の間、年金数理人番号及び年金数理人氏名の欄は記載を要しない。ただし、所属法人名の欄に年金数理業務の業務委託先の名称を記載すること。